

長崎市快適住まいづくり支援費補助金交付要綱

令和 8 年 3 月 2 7 日長崎市告示第 2 5 2 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、住宅の性能向上等の居住環境改善及び本市内に発生する空き家の抑制を図るとともに、地場産業の活性化に資するため、本市内に存する住宅の改修工事（以下「改修工事」という。）を行う者に対し、予算の範囲内において、長崎市快適住まいづくり支援費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和 6 3 年長崎市規則第 2 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 改修工事を行う住宅の所有者（不動産登記法（平成 1 6 年法律第 1 2 3 号）第 2 条第 9 号に規定する登記簿において、所有者として記録されている者をいう。以下同じ。）であって、その住宅に居住し、又は規則第 1 2 条の規定により補助金の実績報告を行う時点（以下この項において「実績報告時点」という。）で改修した当該住宅に居住することが確実であると市長が認めるもの
- (2) 補助金の交付の申請をする時点で改修工事を行う住宅の所有者となる予定の者であって、実績報告時点で改修した当該住宅を所有し、居住することが確実であると市長が認めるもの
- (3) 住宅の所有者が死亡し、当該住宅が未相続の場合において、当該所

有者の2親等以内の親族のうち、その住宅に居住している者又はその住宅に居住していない者であって、実績報告時点で改修した当該住宅に居住することが確実であると市長が認めるもの

(4) 住宅の所有者が、市長が特に認める事情により当該住宅を転出し、又は交付の申請が困難な場合であって、当該所有者からの改修工事の委任を受けた次に掲げるもの

ア 当該所有者と同居していた当該所有者の2親等以内の親族で引き続き当該住宅に居住している者

イ 2親等以内の親族のうち、実績報告時点で改修した当該住宅に居住することが確実であると市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、同一年度内において、長崎市子育て住まいづくり支援費補助金の交付を受けた者（長崎市子育て住まいづくり支援費補助金交付要綱（平成28年長崎市告示第548号）第8条の規定により不交付の決定の通知を受けた者又は規則第7条第1項若しくは同要綱第10条の規定により申請の取下げを行った者を除く。）は、補助対象者としなない。

（補助対象住宅）

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。

）は、自己の居住の用に供し、又は供する予定の本市内に存する住宅（マンション等の集合住宅にあっては補助対象者が専有し、又は専有する予定の部分、店舗、事務所、賃貸住宅等との併用住宅にあっては補助対象者の居住の用に供し、又は供する予定の部分に限る。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の申請をする日（以下「申請日」という。）から過去10箇年度の間、この補助金又は本市が行う類似の補助制度（既に廃止し、又は失効したものを含む。以下同じ。）

の適用を受け、取得し、又は改修した住宅は、補助対象住宅としない。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。

）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市内に本社を有する法人又は本市内に住所を有する個人（以下「施工業者」という。）が施工するものであること。
- (2) 補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。以下「補助対象経費」という。）が20万円以上であること。
- (3) 規則第6条第1項の規定による通知のあった日から起算して90日以内に着手するものであること。
- (4) 別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる工事であって、それぞれ同表の右欄に掲げる条件を満たすものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。

- (1) 補助金の交付の決定の前に着手した工事
- (2) 新築、増築又は改築工事
- (3) 下水道接続工事
- (4) 電話、インターネット等の配線工事
- (5) 公共工事の施行に伴う補償工事
- (6) 解体工事（補助対象工事に係る撤去等を除く。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助の対象として不相当と認める工事

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象工事に要する経費とする。ただし、次

に掲げる経費は、補助対象経費に含まないものとする。

- (1) 備品に係る費用
- (2) 使途が明確でない費用
- (3) 同一年度に本市若しくは国等の他の制度に基づく補助等を受け、又は受ける予定の場合にあっては、当該補助等の対象となる経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助の対象として不相当と認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の5分の1に相当する額とし、その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 空き家（申請日（申請者が申請日の1年前に当たる日から申請日までの間に補助対象住宅に転居をした場合にあっては、転居をした日）の1年以上前から引き続き居住していない一戸建て住宅で耐震性能を有するものをいう。第8条第3項第6号において同じ。）を改修する場合 20万円

- (2) 前号に掲げる住宅以外の住宅を改修する場合 10万円

(補助回数)

第7条 補助金の交付は、同一年度内で、同一補助対象住宅又は同一補助対象者について1回限りとする。

(交付の申請)

第8条 規則第3条第1項の期日は、補助対象年度の1月31日（その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律

第178号)に規定する休日(以下この項及び第11条第3項において「休日」という。)に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日)とする。

2 規則第3条第1項第1号の書類は、改修計画書(第1号様式)とする。

3 規則第3条第1項第5号の市長が必要があると認める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、市長が特に認めるときは、その一部を省略することができる。

(1) 補助対象住宅の所有者であることを確認できる書類

(2) 補助対象工事の内訳明細を示した見積書の写し

(3) 補助対象住宅の全体及び補助対象工事の施工予定箇所の写真

(4) 委任状(第2号様式)(補助金の交付の申請手続を代理人が行う場合に限る。)

(5) 住宅改修工事に係る委任状(第3号様式)、補助対象住宅の所有者の住所が確認できる住民票の写し及び所有者と補助対象者との続柄が確認できる戸籍謄本(第2条第1項第4号に該当する場合に限る。)

(6) 1年以上居住者がいないことを確認できる書類及び耐震性を有することを確認できる書類(空き家を改修する場合に限る。)

(7) その他市長が必要と認める書類

4 規則第3条第2項の規定により、同条第1項第2号から第4号までの書類は、省略するものとする。

5 規則第22条の規定により、補助金の交付の申請は、規則第3条第1項の補助金等交付申請書に代えて、長崎市快適住まいづくり支援費補助金交付申請書(第4号様式)とする。

(交付又は不交付の決定通知)

第9条 規則第22条の規定により、補助金の交付の決定は、規則第6条

第1項の補助金等交付決定通知書に代えて、補助金交付決定通知書（第5号様式）とする。

2 規則第6条第2項の規定による通知は、補助金不交付決定通知書（第6号様式）とする。

（計画変更の申請）

第10条 前条第1項の規定による通知を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに補助金交付申請内容変更申請書（第7号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象工事の改修内容等の変更が軽微で、補助金の交付決定額に変更がないときは、この限りでない。

(1) 補助対象工事の改修内容等を変更するとき。

(2) 補助対象工事の金額を変更するとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による変更の申請を受け、承認した場合は補助金交付申請書内容変更承認通知書（第8号様式）により、承認しなかった場合は補助金交付申請書内容変更不承認通知書（第9号様式）により申請者に対して通知するものとする。

（申請の取下げ）

第11条 申請者は、規則第7条第1項の規定による申請の取下げのほか、補助金の交付の申請後に申請した補助対象工事を中止しようとする場合は、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げは、補助金交付申請取下書（第10号様式）によるものとする。

3 規則第7条第1項の別に定める期日及び第1項の申請の取下げの期日は、補助対象年度の3月10日（その日が休日に当たるときは、その日

前において、その日に最も近い休日でない日。次条第1項において同じ。
) とする。

(実績報告書)

第12条 規則第12条の別に定める期日は、補助対象工事の完了の日（工事完了証明書（第11号様式）に記載された完工日又は補助対象工事の代金の支払が分かる書類に記載された補助対象工事の完了を示す日のいずれか遅い日をいう。）から起算して30日を経過した日又は補助対象年度の3月10日のいずれか早い日とする。

2 規則第12条第2号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象工事の施工完了箇所の写真
- (2) 工事完了証明書
- (3) 性能証明書等性能が確認できる書類（第1号に掲げる書類でその事実を明らかにすることができる場合を除く。）
- (4) 住民票の写し（第2条第1項第1号から第3号までに該当する場合（補助対象者が申請日の時点から補助対象住宅に居住している場合を除く。）に限る。）
- (5) 建物登記事項証明書（第2条第1項第2号に該当する場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 規則第22条の規定により、補助金の実績報告は、規則第12条の補助事業等実績報告書に代えて、完了実績報告書（第12号様式）によるものとする。

(補助金の額の確定)

第13条 規則第22条の規定により、補助金の額の確定は、規則第13条の補助金等確定通知書に代えて、補助金確定通知書（第13号様式）

によるものとする。ただし、確定した補助金の額が、規則第6条第1項の規定により通知した交付決定金額と同一のときは、規則第21条の規定により、規則13条に規定する手続は、省略するものとする。

(財産の処分の制限)

第14条 規則第19条ただし書の市長が別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた資産の耐用年数(当該耐用年数が10年を超える場合にあっては、10年間)とする。

(補助金の交付手続の特例)

第15条 規則第21条の規定により、規則第6条第1項に規定する手続(規則第16条第1項第4号の規定による交付決定の一部を取り消す場合に限る。)及び規則第15条第2項に規定する手続は、省略するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定は、同日以降も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

区分	工事種別	条 件
省エネ化に資する工事	1 屋根、外壁の塗装工事	屋根又は外壁を遮熱・断熱性能のある塗料により、塗り替える工事であること。
	2 屋根の葺替え又は外壁の張替工事	遮熱・断熱性能のある屋根材への葺替え又は外壁材への張替工事であること。
	3 断熱改修等工事	屋根、天井、壁、床、開口部及び基礎の断熱改修を行う工事であること。
	4 浴槽の取替工事	高断熱浴槽への取替工事であること。
	5 トイレの取替工事	節水型トイレへの取替工事であること。
バリアフリー化に資する工事	1 浴室を改修する工事	入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事であること。
		浴槽をまたぎの高さの低いものに取り替える工事であること。
		固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事であること。
	2 便所を改修する工事	バリアフリーに配慮したユニットバスに取り替える工事であること。
		排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事であること。
		便器を座便式のものに取り替える工事であること。
	3 手摺を設置する工事	座便式の便器の座高を高くする工事であること。
		便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手摺を取り付ける工事であること。
	4 床を改修する工事	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事であること。
		便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事であること。
	5 通路、出入口を拡張する工事	介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事であること。
	6 出入口を改良する工事	出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するものであること。 (1) 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事 (2) 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事 (3) 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
	7 階段を設置、改良する工事	階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る。）又は改良によりその勾配を緩和する工事であること。
8 スロープ等を設置する工事	外部出入口までの屋外通路にスロープ・手すりを設置する工事であること。	

	9 車いす対応の機器の取替工事	車いす対応の流し台又は洗面台への取替工事であること。
居住性向上に資する工事	1 間取りの変更工事	1か所以上の間仕切り壁の撤去又は新設工事を含む居室の改修工事であること。
	2 流し台の取替工事	機能の向上がみられるシステムキッチン等への取替工事であること。
	3 洗面台の取替工事	機能の向上がみられる洗面台への取替工事であること。
	4 防音・遮音性を向上させる工事	壁、床、開口部に防音・遮音性を向上させる材料を設置する工事であること。
	5 便所の増設工事	増改築を伴わない便所の増設工事であること。
	6 機能性の高い内壁材等への張替工事	傷又は汚れに強い等の機能性の高い内壁材や壁紙への張替工事であること。
	7 床暖房設備の設置工事	機能の向上がみられる床暖房設備の設置工事であること。
	8 収納に係る工事	収納位置若しくは形態を変えるための工事又は固定式収納棚の設置工事であること。
耐久性向上に資する工事	1 防災瓦等への葺替え工事	耐震・耐風性能のある防災瓦等への屋根材の葺替え工事であること。
	2 シーリング打替工事	外壁よりの雨水の侵入を防ぐシーリングの打替工事であること。
	3 雨戸の新設工事	建物の耐久性向上を図り新たに雨戸又はシャッターを設置する工事であること。
防犯性向上に資する工事	1 防犯性の高い外部サッシ等への取替	ピッキングの困難な錠を含む玄関サッシ取替であること。 合わせ、網入り、強化ガラス等へのガラス取替であること。
	2 面格子の新設	防犯上有効な場所への面格子の新設工事であること。

第 1 号様式（第 8 条関係）

改 修 計 画 書

申 請 者	氏 名 生年月日 年 月 日 連 絡 先	
対象の住宅の 所在地及び所有者	所 在 地（地番） 所有者名	
改修の概要		
	申請外の工事	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り（ ）
	増改築の有無	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り（ ）
工事予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
施工業者名	所 在 地 本社所在地	
	氏名・名称	
	担当者名	
	連絡先	
工事経費総額	円（税込）	
補助対象経費	円（税抜）	
交付申請額	円	
空き家利用	有	無

第 2 号様式（第 8 条関係）

委 任 状

委任される人（代理人）

住 所
（電話番号）

代理人氏名

私は、上記の者を、長崎市快適住まいづくり支援費補助金に係る申請等の手続の代理人と定めます。

年 月 日

委任する人（申請者）

住 所

申請者氏名

第 3 号様式（第 8 条関係）

住 宅 改 修 工 事 に 係 る 委 任 状

（あて先）長崎市長

甲は、次の通り住宅改修工事を、乙に委任します。

年 月 日

甲 委 任 者
（住 所）

（氏 名）

乙 受 任 者
（住 所）

（氏 名）

- 1 委任する工事名 _____
- 2 委任する工事の施工場所 _____
- 3 委任する理由 _____

第 4 号様式（第 8 条関係）

長崎市快適住まいづくり支援費補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者

住 所

（ふりがな）

氏 名

長崎市補助金等交付規則第 3 条第 1 項の規定により、快適住まいづくり支援費補助金の交付について、次のとおり申請します。

なお、申請内容確認のために必要があるときは、他の補助制度の活用状況、市税等の納付状況、固定資産に関すること及び住民基本台帳等について、市長が関係機関に調査を行うことについて、同意します。

交付申請額	金 円
申 出 事 項	申請する建物等に対して、本年度、他の制度に基づく補助（その予定及び無利子貸付金等を含む。）の有無 → 有（ ） ・ 無 申請する建物等に対して、過去にこの補助金又は本市が行う類似の補助制度に基づく補助の有無 → 有（ 年度： ） ・ 無
添 付 書 類	

補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

長崎市長

年 月 日付で申請のあった長崎市快適住まいづくり支援費補助金の交付については、次のとおり決定したので、通知します。

交 付 決 定 金 額	金 円
補 助 対 象 経 費 等	工事経費総額（消費税等相当額含む） 円 補助対象経費 円
交 付 条 件	

第 6 号様式（第 9 条関係）

補 助 金 不 交 付 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

住所
氏名

様

長崎市長

年 月 日付けで申請のあった長崎市快適住まいづくり支援費補助金については、次の理由により交付しないことと決定したので、通知します。

交付しないことと 決定した理由	
--------------------	--

第7号様式（第10条関係）

補助金交付申請内容変更申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

住 所

氏 名

長崎市快適住まいづくり支援費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

交付決定年月日	年 月 日	交 付 決 定 番 号	
変 更 前	工事概要： 工事経費総額（消費税等相当額を含む。）		円
	補助対象経費		円
	交付決定額		円
変 更 後	工事概要： 工事経費総額（消費税等相当額を含む。）		円
	補助対象経費		円
	交付申請額		円
変更理由			
添付書類			

補助金交付申請書内容変更承認通知書

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

長崎市長

年 月 日付けで申請のあった内容変更については、次のとおり承認したので、長崎市快適住まいづくり支援費補助金交付要綱第 1 0 条第 2 項の規定により通知します。

交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	
変更前	工事概要： 工事経費総額（消費税等相当額を含む。） 補助対象経費 交付決定額		
変更後	工事概要： 工事経費総額（消費税等相当額を含む。） 補助対象経費 交付決定額		
承認条件			

補助金交付申請書内容変更不承認通知書

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

長崎市長

年 月 日付けで申請のあった長崎市快適住まいづくり支援費補助金の内容変更については次のとおり不承認としたので通知します。

交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	
変更前			
変更後			
不承認の理由			

第 1 0 号様式（第 1 1 条関係）

補助金交付申請取下書

年 月 日

（あて先）長崎市長

住 所

氏 名

長崎市補助金等交付規則第 7 条第 1 項又は長崎市快適住まいづくり支援費補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定により次のとおり取り下げます。なお、提出した書類に関しては返却を求めません。

交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	
取下理由			

第 1 2 号様式（第 1 2 条関係）

完 了 実 績 報 告 書

年 月 日

（あて先）長崎市長

住 所

氏 名

長崎市快適住まいづくり支援費補助金交付要綱第 1 2 条第 2 項の規定により関係書類を添えて報告します。

交付決定年月日	年 月 日	交 付 決 定 番 号	
完了年月日	年 月 日		
添付書類			
振込口座	金 融 機 関 名	支 店（支所）名	
	銀 行 金庫・組合	支 店	
	預 金 種 別	口 座 番 号	
	普通・当座・貯蓄・その他		
	口座名義人		

第 1 3 号様式（第 1 3 条関係）

補 助 金 確 定 通 知 書

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

長崎市長

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業等については、次のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	
補助年度	年度		
補助金の交付決定金額	円		
補助事業等の経費精算額 (補助対象金額)	円		
補助金の交付確定金額	円		